

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 3 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

施設型給付費等の支払について

日頃より子ども・子育て支援新制度の施行準備に御尽力・御協力をいただき大変ありがとうございます。

施設型給付費等の支給につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第 18 条において、毎月、支給するものとされているところ、当該支給については、自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いにより行っていたことも差し支えございません。また、子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費につきましても、現行の保育所運営費と同様、概算払いにより支払うことも可能ですのでご留意ください。

なお、各都道府県におかれましては、本取扱いにつきましては、貴管内市町村に御周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-6257-1468 (直通)

FAX : 03-3581-2521